



令和3年12月24日

一宮市長 中野 正康 様

一宮市特別職報酬等審議会
会長 豊島 半七

一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額
について(答申)

令和3年11月5日付け3一宮人事発第67号で諮問のあった一宮市議会議員の報酬月額及び一宮市特別職の給料月額について、一宮市特別職報酬等審議会設置条例(昭和39年一宮市条例第46号)第9条の規定により次のとおり答申する。

1 主 文

一宮市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額については、現行の額を据え置くことが適当である。

2 審議経過

第1回審議会 令和3年11月 5日開催

第2回審議会 令和3年12月10日開催

3 答申に当たっての考え方

本審議会は、令和3年11月5日に設置され、市議会議長、副議長及び議員の報酬月額並びに市長及び副市長の給料月額(以下「報酬等」という。)について、2回にわたり審議を行った。

審議にあたっては、新型コロナウイルス感染症の経済に対する影響など最近の社会経済情勢を考察するとともに、人事院勧告の内容、本市の財政



状況、一般職の給与、県内各市や全国の同規模都市の報酬月額及び給料月額を斟酌し、各委員とも十分に意見を交換し、慎重に審議を重ねた。

審議の中では、他同規模中核市との比較において、報酬等の引上げについて検討する余地があるとの意見があった。

一方で、コロナ禍における社会経済情勢や市民感情を鑑みると、今報酬等の引上げを実施することは困難であるとの意見が多数あった。

こうした審議を踏まえ、今回は報酬等の額を据置きとすることが妥当であるとの結論に達し、今回の答申に至ったものである。

4 付帯意見

報酬等については、前回の令和元年度審議会において3,000円の引上げをすべきとの答申がなされ、市が関係条例を改正する議案を上程したものの、新型コロナウイルス感染症の影響が広がり、地域経済への悪影響が懸念されたことから議案を取り下げたという経緯がある。現在の社会経済情勢や市民感情を考慮すると、今すぐに前回の審議会の答申内容を実現させることは難しいと思われるものの、今後も諸情勢を注視していき、状況に改善が見られれば、当該答申内容を実現することが望ましい。

5 おわりに

一宮市は令和3年4月に中核市に移行し、市民の代表としての議員、そして行政運営の責任者である市長及び副市長が果たすべき役割と責任はますます重要なものになっている。議員並びに市長及び副市長におかれては、今後も市の発展と市民サービス向上のためになお一層のご尽力を期待してやまないものである。



一宮市特別職報酬等審議会委員

会	長	豊	島	半	七
会	長職務代理者	真	野	克	彦
委	員	太	田	一	弘
		稻	垣	敏	志
		水	谷	豊	
		森		重	幸
		吉	田	明	
		尾	関	勝	子
		岡	西	美	子
		伊	藤	雅	淑